明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○外務省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（外務一一）　二
〔告　示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委一五）　二
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（同一六）　三
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同一七）　三
○原動機を用いる歩行補助車等の型式認定番号を指定した件（同一八）　四
○原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件（同一九）　四
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人島根県暴力追放県民センターから住所等の変更の届出があった件（同二〇）　五
○肥料を登録した件（農林水産七七一）　五
○保安林の指定をする件（同七七二～七七九）　六
○基本測量に関する長期計画を定めた件（国土交通三七一）　七
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁二四）　七
○道路に関する件（中部地方整備局五三）　八
○道路に関する件（九州地方整備局六一）　八
○道路に関する件（北海道開発局三四）　八
〔国会事項〕
内閣　内閣府　国家公安委員会　警察庁　石川県　長野県　愛媛県　福岡県　沖縄県　横浜市　名古屋市　堺市
〔人事異動〕
〔官庁報告〕
官庁事項
嘉手納飛行場の一部土地に関する裁決の申請に関する公告（防衛省）　九
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付公告の取消、押収物還付、佐賀東部土地改良区役員の退任、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分、建築基準適合判定資格者に対する処分関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
内閣共済組合定款の一部変更、企業年金基金解散・清算人就任関係　二九
会社その他　三〇

省　令

○外務省令第十一号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、及び外務省の所管する関係法令を実施するため、外務省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

外務省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

外務省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年外務省令第三号）の一部を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存）	（電磁的記録による保存）
第四条　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合及び別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づき、電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。	**第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合及び別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づき、電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「電磁的記録媒体」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法	一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等電磁的記録媒体」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体等をもって調製するファイルにより保存する方法	二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
備考　表中の「　」の記載及び全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月十二日から施行する。